

重要なお知らせ

経営事項審査制度の改正に伴う令和3年度京都府建設工事競争入札参加資格審査の取扱いについて

令和2年4月
京都府建設交通部

令和2年4月1日より経営事項審査（以下「経審」という。）制度の一部が改正されました。この改正に伴い、令和3年度京都府建設工事競争入札参加資格審査については、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

記

1 審査対象とする経審

京都府では、令和3年度の入札参加資格審査において、改正前後いずれの基準の経審も対象とします。

なお、経審の有効期間の考え方は従来通り、以下の要件を満たす必要があります。

【要件】

審査基準日及び審査結果日が、平成31年4月1日から令和2年10月31日までにあり、かつ令和2年10月31日時点で最新のもので、総合評点があり、完成工事高が0でないこと。

2 経審の再審査申請される方について

旧経審で発行済みの経審結果について、新経審で再計算を行なった新しい経審結果に置き換える手続きができます。ただし、入札参加資格審査の対象となる経審は令和2年10月31日時点で最新のものとなりますので、再審査の結果通知を令和2年11月1日以降に受けた場合は、再審査を受ける前の経審（ただし上記要件を満たすもの）を審査対象として扱います。

3 令和2年度京都府建設工事競争入札参加資格について

なお、令和2年度の入札参加資格審査においては、新経審で再計算を行った新しい経審結果に置き換える手続きによる再審査は行いません。